

入札説明書

件名：廃炉・汚染水・処理水対策事業通訳サービス業務

(令和4年度)

[総合評価方式]

令和4年2月

株式会社三菱総合研究所 セーフティ&インダストリー本部

はじめに

本廃炉・汚染水・処理水対策事業通訳サービス業務(令和 4 年度)の入札等については、この入札説明書に定めるものとする。

1. 競争入札に付する事項

- ① 件名:廃炉・汚染水・処理水対策事業通訳サービス業務(令和 4 年度)
- ② 仕様等:別添仕様書による。
- ③ 納入期限等:別添仕様書による。
- ④ 納入場所:別添仕様書による。
- ⑤ 入札方法:本件は、入札に併せて技術等の提案書を受け付け、価格と技術等の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。
 - ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
 - イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- ⑥ 入札保証金及び契約保証金:なし。

2. 競争参加資格

- ① 国およびその他の機関から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- ② 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の適用を申請した入札者で、同法に基づく裁判所からの更正手続き開始が決定されていない者。
- ③ 民事再生法(平成 14 年法律第 225 号)の適用を申請した入札者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始が決定されていない者。
- ④ 本入札説明書別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者。

3. 入札者の義務等

この入札に参加を希望する者は、別添仕様書に定める作成・審査要領に基づき、提案書を作成し、別添仕様書に定める提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において株式会社三菱総合研究所から当該提案書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4. 入札に関する質問の受付

本入札説明書およびその他資料等に関する質問がある場合は、別添仕様書に定める方法により質問すること。

5. 提案書等の提出期限及び提出場所等

提案書等の提出は、別添仕様書に定める方法により提出すること。ただし、理由の如何によらず、提案書等が提出期限内に提出場所に届かなかった場合は、入札に参加することはできない。また、入札者は、その提出した提案書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

6. 提案書の審査

提出された提案書は、別添仕様書に定める評価基準表に基づき株式会社三菱総合研究所において審査し、合格した提案書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。提案書の可否については、開札日の前日までに入札者に連絡し、不合格となった提案書に係る入札者には、理由を付して通知するものとする。

7. 競争執行の日時、場所等

- ① 入札・開札の日時及び場所:別添仕様書による。
- ② 入札書の提出方法:別添仕様書による。
- ③ 入札書のフォーマット:様式1 入札書

8. 落札者の決定方法

提案書が、別添仕様書の評価基準表に定める評価項目のうち必須とされた項目の基礎点の評価基準をすべて満たしており、別添仕様書に定める「総合評価点の計算方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。なお、落札者となるべき者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、落札者となるべき者以外で最も高い数値の者を落札者とすることがある。

落札者となるべき同総合評価点の入札をした者が2者以上ある場合には、別途くじ引きにより落札者を決定することとする。

9. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、本入札説明書別紙に誓約の上参加すること。なお、入札書にも誓約事項に誓約する旨を明記するものとする。

10. その他

① 提案書の履行の確約

契約書には、提案書が添付され、又は提案書の内容が記載されるものであり、落札者は、提案書の内容の履行を確約しなければならない。

② 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称、入札価格及び総合評価点について、廃炉・汚染水対策事業事務局ホームページで公表するものとする。

③ 提案書の取扱い

提出された提案書は、当該入札者に無断で、株式会社三菱総合研究所における入札の審

査以外の目的に使用することはない。なお提出された提案書は返却しない。

④ 提案のための費用負担

提案のための費用は、提案者の負担とする。

⑤ 秘密の厳守

本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

⑥ 担当者の変更

提案書に記載した予定担当者を受託後の業務遂行中に変更する場合には、事前に株式会社三菱総合研究所の了解を得なければならない。

⑦ 契約手続きにおいて使用する言語

日本語とする。

⑧ 落札額詳細見積の提出

落札者は、落札後、落札額の詳細見積りを提出しなければならない。

なお、本調達は、株式会社三菱総合研究所が、廃炉・汚染水・処理水対策事業事務局（令和 4 年度）を受託することを前提として行うものであるから、受託の確定以前においては、落札予定者の決定となり、受託の確定等をもって落札者とすることとする。

以上

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、株式会社三菱総合研究所の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

① 契約の相手方として不適当な者

- ア. 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)であるとき
- イ. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア. 暴力的な要求行為を行う者
- イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ. 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ. 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ. その他前各号に準ずる行為を行う者

- 2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
- 3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、株式会社三菱総合研究所等へ報告を行います。